

# 電話診療による処方せんの発行について

厚生労働省の通知により、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者さんについて、**臨時的な対応として**電話診療による医薬品の処方箋が認められています。

当センターでは、**事前に診療予約があり、かつ、下記の対象者の方については**、電話診療による処方せん発行を行っております。

なお、電話診療は、厚生労働省の特別措置であり、この措置終了後は従来どおりの対面診療のみとなります。

## 対象者

当センターに慢性疾患等で定期的に受診されている患者さんのうち、主治医により電話診療が可能と判断された方

## 電話診療の流れ

### 1)お問い合わせ

- ① 次回の予約票、診察券、保険証、お薬手帳等をお手元にご用意ください。
- ② 当センターにお電話いただき、「電話診療の件」とお伝えください。  
TEL:095-822-3251 受付時間: 平日 9:00~16:00  
**★原則、診療予約日の2日前(土・日・祝日を除く)にご連絡ください。**
- ③ 以下の必要事項をお尋ねしますので、お答えください。
  - ・氏名 ・患者 ID(診察券に記載しています) ・診療予約日 ・主治医氏名 ・電話番号
  - ・保険証および公費医療証等の情報 ・かかりつけ薬局(日頃お薬を受け取っている調剤薬局名)

### 2)電話診療の実施可否について

- ① 主治医に電話診療を実施できるかを確認いたします。
- ② 診療予約日の前日までに電話診療の可否をご連絡します。  
※診療予約日の前日 15:00 を過ぎても回答の連絡がない場合は、恐れ入りますが、下記にご連絡ください。  
TEL:095-822-3251(事務部 医事課) 受付時間: 平日 16:00 まで

### 3)電話診療当日

- ① 予約時間に主治医から患者さんにお電話します。  
**★事前にお伝えした電話診療日の時間帯前後は、電話に出られるようご準備ください。**  
**★電話に出られなかった場合は、原則として再連絡はお約束できかねます。**

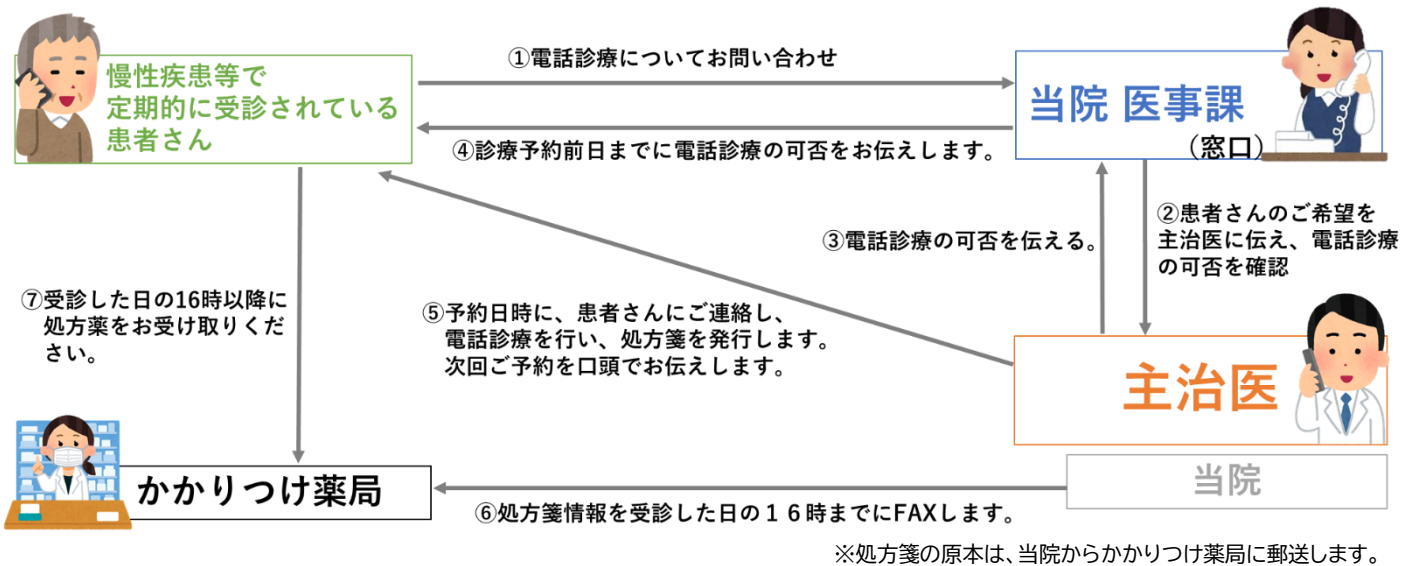
### 4)お薬の受け取り

- ① 当センターから、事前にお尋ねしましたかかりつけ薬局に処方箋を FAX します(当日 16:00 まで)。
- ② **電話診療を受けた日の 16:00 以降に**、かかりつけ薬局でお薬をお受け取りください。

### 5)診療費のお支払い

次回の診療の際に、一緒にご請求いたします。

## 長崎みなとメディカルセンターにおける電話診療による処方の流れ



### 電話診療の留意事項

- 当センターでは、初診の方を対象とした電話診療は行っておりません。
- 医師の判断で対面診療が必要となる場合がありますので、ご了承ください。
- 普段、当センター近隣薬局をかかりつけ薬局としている方で、今回、お住まい近くの薬局を初めて利用される場合、お薬の種類によっては取扱いがないこともあります。事前に、候補の薬局にお薬手帳等を提示して、お薬の受け取りが可能であることを確認してください。
- 処方薬は、電話診療を受けた日から4日以内にお受け取りください。
- お薬の受け取りは、原則電話診療を受けた日の16:00以降からできるようになっておりますが、診療の都合上、処方箋のFAX送信のお時間が前後する場合がございますので、受け取りに行かれる前に、事前にかかりつけ薬局にお問い合わせすることをおすすめいたします。

### 【お問い合わせ】

長崎みなとメディカルセンター 医事課  
TEL:095-822-3251(代)